

# 参考資料 4

令和5年1月23日

静岡県中央新幹線対策本部長  
静岡県副知事 森 貴志 殿

国土交通省  
鉄道局長 上原 淳

## 要請書への回答について

令和4年12月21日付「静岡県とJR東海との対話促進に向けたJR東海への指導の要請等」に関して政府部内で整理した結果として、以下の通り回答いたします。

1. 「資料1（別紙）に関して大きな変更が無い場合においては、上記の法解釈についても変更がない」については、貴見のとおりです。
2. 「水利権の譲渡に当たらないのであれば、こうした『補償』については河川法上禁止されるものではない」については、貴見のとおりです。